

緊急事態宣言期間中における市立学校の教育活動について (令和3年1月7日時点)

本日、本市を含む1都3県に対し、国から緊急事態宣言が発出されましたが、緊急事態宣言期間中における市立学校の教育活動につきましては、これまでと同様に可能な限りの感染防止対策を講じた上で、宿泊を伴う行事や公共交通機関を利用する校外学習等を除き、概ね通常の教育活動を継続実施することといたしますので、お知らせします。

<基本的な考え方>

児童生徒の感染経路は家庭内感染が多いことや、現時点では学校を中心に感染が広がっていない状況から、子どもの学びを最大限確保することを前提に、市立学校においては、これまでの感染防止対策を改めて徹底した上で、概ね通常の教育活動を継続して実施することとします。

<宿泊行事・校外学習>

(1) 宿泊行事

緊急事態宣言期間中の宿泊を伴う行事については、感染拡大防止の観点から、延期又は中止とします。

ア 市立高等学校、市立特別支援学校等の修学旅行及び宿泊研修

緊急事態宣言期間中の市立高等学校、市立特別支援学校等の修学旅行及び宿泊研修については、延期又は中止とし、宣言解除後は実施可とします。

イ 市立中学校及び市立聾学校中学部の自然教室

中学1年生を対象として実施する市立中学校及び市立聾学校中学部の自然教室(冬季)については、延期日程の確保が困難なため、全校中止とします。

- ・実施予定校：市立中学校48校及び市立聾学校
- ・実施予定時期：令和3年1月7日(木)～3月6日(土)(2泊3日)
- ・実施場所：川崎市八ヶ岳少年自然の家 ※主な活動内容はスキー教室

(2) 校外学習

緊急事態宣言期間中の宿泊を伴わない校外学習については、感染防止対策を十分確認した上での公共交通機関を利用しない場合に限定して実施可とし、公共交通機関を利用する場合は、延期又は中止とします。

＜部活動＞

緊急事態宣言期間中の部活動については、県大会等の上位大会やそれにつながる予選会等への参加を除き、原則として、校内での活動に限定して実施可とします。

県大会等への参加については、保護者の同意や、最小限の人数での参加を条件とします。

＜市立高等学校、市立特別支援学校高等部等の通学＞

市立高等学校、市立特別支援学校高等部等については、公共交通機関を利用して通学している生徒が多いことから、状況によって時差登校等を行うことがあります。

＜市立川崎高等学校附属中学校の適性検査＞

市立川崎高等学校附属中学校の適性検査については、感染防止対策を講じた上で、予定どおり令和3年2月3日（水）に実施します。

＜わくわくプラザ＞

緊急事態宣言期間中のわくわくプラザについては、感染防止対策を改めて徹底した上で、引き続き「やむを得ない事情で自宅にお子様を見守る方がいない家庭の児童」のみを対象として実施します。

【問合せ先】

（学校運営に関すること）

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課 細見、猫橋、濱野

電話：044-200-3284、3318、3067

（部活動に関すること）

川崎市教育委員会事務局学校教育部健康教育課 日笠

電話：044-200-3292

（わくわくプラザに関すること）

川崎市こども未来局青少年支援室 荒川

電話：044-200-2670